

第4回生物圏保存地域世界会議(リマ・ペルー・2016年3月17日)により承認され、第28回 MAB計画国際調整理事会(2016年3月19日)により採択されたリマ行動計画

ユネスコ (UNESCO) 人間と生物圏(MAB)計画及び 生物圏保存地域*世界ネットワークのための リマ行動計画(2016 - 2025)

ユネスコの人間と生物圏(MAB)計画と生物圏保存地域世界ネットワークのためのリマ行動計画(2016 - 2025)は、第 27 回 MAB 計画国際調整理事会(ICC)(ユネスコ、パリ、2015 年 6 月 8 - 12 日)により採択され、また、第 38 回ユネスコ総会(ユネスコ、パリ、2015 年 11 月 3-18 日)により承認された、MAB 戦略 2015 - 2025 の効果的実施を目的とした活動を包括的かつ簡潔にまとめたものです。

MAB 戦略 2015 - 2025 とリマ行動計画 2016 - 2025 の双方は、セビリア戦略と生物圏保存地域世界ネットワーク(WNBR)の法定枠組みに続くものとして策定され、生物圏保存地域のためのマドリッド行動計画(2008 - 2013)の実施に関する評価所見に基づいています。

MAB 戦略 2015 - 2025

MAB 戦略は、きたる 10 年の間に、加盟諸国と利害関係者が生物多様性を保全し、生態系サービスを回復、強化し、天然資源の持続可能な利用を醸成するとともに、生物圏と調和した持続可能で、健全かつ公平な社会経済及び、繁栄した人間の居住に寄与し、生物多様性とサステイナビリティサイエンス、持続可能な開発のための教育と能力向上を推進し、また、気候変動とその他のグローバルな環境変動の緩和及び適応を支援するにあたり、MAB 計画が支援を集中することを予定しています。

MAB 計画は、サステイナビリティサイエンスと教育を通じて学んだ教訓を生かし、 そして、コミュニケーションと情報共有のため、現代的でオープンかつ透明な方法を 用います。 重要な目標は、WNBR が持続可能な開発のために効果的に機能するモデルによって構成されることであり、これは MAB と生物圏保存地域世界ネットワーク (WNBR) 内のガバナンスと協働、ネットワーキングを改善することで、また、長期実行の可能性を保証する効果的な外部パートナーシップを展開すること、そしてネットワークのすべてのメンバーが基準を順守するように、効果的な定期的レビューを実施することで、確実にされるでしょう。

MAB 計画のビジョンと使命

私たちのビジョンは、人々がその共通の未来と、地球との相互作用を意識し、生物圏内で調和して繁栄する社会をつくりあげるため、共同で、責任をもって行動する世界です。MAB計画とその生物圏保存地域世界ネットワーク(WNBR)は、生物圏保存地域の内外においてこのビジョンに寄与します。

2015 - 2025 の私たちの使命は、次の事項を実施することです。

- ・WNBRに持続可能な開発のためのモデルを構築、強化し、
- 経験と得られた教訓を伝え、これらのモデルのグローバルな普及と応用を促進し、
- ・責任ある活発な機関を支援すると共に、持続可能な開発と計画のための評価と高い 質の管理、戦略及び政策を支援し、
- ・特に、生物多様性と天然資源の持続可能な管理と、気候変動の緩和と適応のための政策、技術及びイノベーションを探求しテストすることで、WNBRの経験を通じて、加盟国と利害関係者が、持続可能な開発目標を緊急に達成することを助けます。

リマ行動計画と、持続可能な開発のための2030アジェンダ及び持続可能な開発目標

リマ行動計画は、そのビジョンと使命の声明書に従い、生物圏保存地域で開発された持続可能性のモデルをグローバルに普及させることを通じて、生物圏保存地域の内外で、持続可能な開発目標を達成し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを実施するにあたり、生物圏と調和しつつ繁栄する社会に、大きな力点を置いています。

リマ行動計画 2016 - 2025 の構造と実行

リマ行動計画は、MAB 戦略 2015 - 2025 の戦略的行動分野に従って構成されたマトリックスとして示されます。それは、MAB 戦略に含まれる戦略目標の効果的な実施に寄与するために狙いとする成果、行動、結果を含んでいます。さらに、実施期間と達成指標と共に、実行に主要な責任をもつ主体を指定します。

MAB 国内委員会と MAB ネットワークには、MAB 戦略 2015-2025 とリマ行動計画 2016-2025 を大いに参照した上で、自身の戦略と行動計画を準備することが強く推奨されます。これらの戦略と行動計画は、国や地域の現実と重要課題に基礎を置くべきであり、それらの対処とグローバルなレベルでのリマ行動計画の実行の双方に寄与するでしょう。

*本文中の「生物圏保存地域 (BR)」は日本ではユネスコエコパークと呼んでいます。

ユネスコ(UNESCO)、人間と生物圏(MAB)計画と生物圏保存地域世界ネットワーク(2016 - 2025)のためのリマ行動計画

* MAB の外部パートナーはイタリック体で記載

成果	行動(アクション)	結果	責任主体 *	実施期間	達成指標			
戦略的行動分野 A	持続可能な開発のための	寺続可能な開発のための有効に機能するモデルからなる生物圏保存地域世界ネットワーク						
A1. 生物圏保存	A.1.1. SDGs 達成に積	BR が、SDGs 達成を支え	加盟国、	2016-2025 年	SDGs の目的に寄与している具体			
地域(BR)が持続	極的に寄与するサイト	る、再現可能かつ、拡大	中央政府、		的なイニシアチブないし活動を有			
可能な開発目標	としての BR を推進する	可能な、目に見える貢献	BR		する BR の数			
(SDGs)と多国間環		を行う			BR 概念が国内の開発アジェンダ			
境協定(MEA)の実					に使用される			
施に寄与するモデ	A.1.2. MEA(生物多様	BRが、MEA 実施へ成功	MAB 事務局、	2016-2025 年	MEA(生物多様性条約の愛知目			
ルとして認識される	性条約の愛知目標を	裡に寄与することに重点	加盟国、		標を含む)実施に寄与するイニシ			
	含む)実施に積極的に	を置いて、管理、支援さ	MAB 国内委員会、		アチブないし活動を有する BR の			
	寄与するサイトとしての	れる	ユネスコ国内委員会、		数			
	BR を推進する		BR					
	A.1.3 先住民の権利を	MABとBR が、生物多様	加盟国、	2018 年末まで	保全と開発のために連携した BR			
	考慮しつつ、生物多様	性保全と地元民及び先	中央·地方政府、		の数			
	性保全と地元民の利益	住民の利益のため連携	MAB 国内委員会、					
	のためのローカル、地	が確立される、または、	ユネスコ国内委員会、					
	域、国際レベルの連携	連携に参加する	BR					
	を確立する							
	A.1.4 気候変動の研	BR が、生態系に基づい	加盟国、	2020 年末まで	BR で実施された気候変動関連プ			
	究、モニタリング、緩	た気候変動行動のため	中央政府、MAB 国内委員		ロジェクトの数			
	和、適応(UNFCCC	のプライオリティサイトや	会、		BR の役割を認めている国内気候			

	COP21 パリ協定の支	観察拠点として使用され	ユネスコ国内委員会、		変動戦略の数
					支動 採品の数
	援を含む) のためのプ	る	BR		
	ライオリティサイト/観				
	察拠点として BR を使				
	用する				
	A.1.5 BR 内にグリーン	包含的かつ環境に統合	BR.	2016-2025 年	グリーン/持続可能/社会経済イ
	/持続可能/社会経済	的な持続可能開発イニ	民間企業		ニシアチブを推進する BR の数
	イニシアチブを推進す	シアチブが確立される			BR において実施された経済的イ
	る	BR の目的を反映する、			ニシアチブの数
		生産物とサービスのため			
		のラベルが考案される			
	A.1.6 BR の社会生態	BR の社会生態システム	加盟国、	2016-2025 年	BRの中心地域と緩衝地域の社会
	システムの研究に着手	が十分保全され維持さ	MAB 国内委員会、		生態システムを維持するための
	し長期的な保全(劣化	れる	ユネスコ国内委員会、		国内制定法を有する国の数
	した生態系の回復と適		BR		回復された生態系の表面積
	切な管理を含む)を可				
	能にする				
A2. BR のオープン	A.2.1 加盟国が、BR概	運用指針が策定され、地	MAB 事務局(MAB 国際調	2017 年末まで	2018 年時点の MAB 国際調整理
かつ参加型の選	念を応用し、行動計画	域と国の特異性を取り入	整理事会メンバーと協議を		事会による指針の採択
定、計画及び実施	を有効実施できるよう、	れることのできるグロー	行いつつ)		
が行われる	指針を提供する	バルな枠組みが提供さ			
		れる指針			
	A.2.2. BR を選定、構	BR 推薦ファイルと BR 管	加盟国、	2016-2025 年	BR 推薦につながるプロセスに関
	想、計画、推薦するプ	理計画が、地方と先住民	中央·地方政府MAB国内委		する国内指針もしくは方針の数

	ロセスが、すべての関	の慣習、伝統、文化を考	員会、		
	係する利害関係者を巻	慮した参加型のアプロー	ユネスコ国内委員会		
	き込み、地方と先住民	チを通じて、また、健全	BR		
	の慣習、伝統、文化を	な科学に基づいて、作			
	考慮した、オープンか	成、実施される			
	つ参加型で、健全な科				
	学に基づくものとする。				
	A.2.3. BR の実施、管	BR管理組織、計画、レビ	個々の BR、	2016-2025 年	管理体制、計画、定期レビュー報
	理、モニタリング、定期	ュー報告書が、地方と先	MAB 国内委員会、		告書において、新しいプロセスが
	的レビューのプロセス	住民の慣習、伝統、文化	ユネスコ国内委員会		認められる BR の数
	が、オープンかつ参加	及び参加者を考慮した、			
	型であり、地方と先住	参加型のアプローチを通			
	民の慣習、伝統、文化	じて作成され実施される			
	を考慮する				
	A.2.4. BR が、これらを	BR管理者と、利害関係	個々の BR、	2016-2025 年	コミュニケーション計画を有する
	実施する明確なコミュ	者、MAB ネットワーク両	MAB 国内委員会、		BR の数
	ニケーション計画とメカ	方との間のコミュニケー	ユネスコ国内委員会		正式な外部コミュニケーションメカ
	ニズムを有する	ションを確保する BR コミ			ニズムを有する BR の数
		ュニケーション計画とメカ			
		ニズムが構築される			
A3. 補完的に BR	A.3.1. 国もしくは地方	BRが、国と地域の開	加盟国、	2016-2025 年	国内制定法において BR に言及し
を機能させる支援	レベルの制定法、政策	発、土地計画、環境及び	中央·地方政府		ている加盟国の数
が行われつつ、BR	もしくはプログラムにお	他部門別の制定法、政	MAB 国内委員会、		政策もしくはプログラムにおける
が関連制定法、政	いて BR が認識される	策やプログラムへ組み	BR		BR への言及の数

策もしくはプログラ		込まれる			
ムへ組み込まれる	A.3.2. 各 BR の効果的	財政及び人的資源が、	中央·地方政府	2016-2025 年	十分な年間予算と職員を有する
	なガバナンスと管理体	BR 管理政策/計画を実			BR の数
	制を支援する	施する指定機関や機構			
		に提供される			
A4. BR の管理と	A.4.1. 研究を引き受け	協力体制が確立、維持、	BR、MAB 国内委員会、	2020 年末まで	戦略的かつ機能的な協力の数
BR における持続可	る大学/研究機関(特	強化される、	協力大学、研究機関など		出版物の数
能な発展を支援す	にユネスコチェア・セン	能力向上のためのイベ			研修及び能力向上イベントの数
る研究、実践的学	ター)との協力を確立	ントが開催される			
習、研修の機会	する				
	A.4.2. SDGs を考慮し	協力体制が確立され、維	BR、MAB 国内委員会、	2020 年末まで	協力体制の数
	て、BR 利害関係者(管	持され、強化される、	ユネスコ国内委員会、		国及び BR レベルの研修イベント
	理者と権利保有者を含	教育・研修コース及びプ	ESD に関するグローバル・		及びプログラムの数
	む)向けた教育、研修、	ログラムが実施される	アクション・プログラム		
	能力向上活動を引き受		(GAP)に関わっている教		
	ける教育・研修機関		育•研修機関		
	(特にユネスコチェア・				
	センター、ユネスコスク				
	ール)との協力体制を				
	確立する				
	A.4.3 各 BR に十分な	BR の管理を特徴づけ、	BR、MAB 国内委員会、	2020 年末まで	管理と研修に応用できる研究結
	研究インフラを提供す	知識増進に資する研究	ユネスコ国内委員会		果の数
	る	活動と研究結果が生み			
		出される			

	A.4.4. 持続可能な開	好事例または持続不可	BR、MAB 委員会、	2016-2025 年	特定された好事例の数
	発のための好事例を特	能な事例が研究を通じて	中央政府 <i>協力大学、研究機</i>		取り除かれた持続不可能な事例
	定し普及させるととも	特定され、得られた知見	関、民間事業者など		の数
	に、持続不可能な事例	が BR 管理に資するべ			
	を特定し取り除く	く、共有される			
	A.4.5. BR の管理と持続	協働研究プロジェクトが	BR、中央·地方政府、	2016-2025 年	協働研究プロジェクトのあるBRの
	可能な開発に資するプ	着手される、研究の結果	研究機関		数
	ロジェクトの設計、実施	が管理計画に統合され			研究を反映した開発活動の数
	における協力を管理	る			
	者、地域社会、他のBR				
	利害関係者に促す				
A5. BR の財務上の	A.5.1. 各 BR のための	BR 事業計画が策定され	BR、MAB 国内委員会、	2018 年末まで	事業計画を有する BR の数
持続可能性	事業計画(収入の発生	る	ユネスコ国内委員会、中央・		
	と潜在的な資金提供者		地方政府		
	との効果的なパートナ				
	ーシップを含む)を策定				
	する				
	A.5.2. 収入を生み出す	BR 事業計画が実施され	BR、中央政府、その他の利	2019-2025 年	BRにより生み出されたBR予算の
	ための BR 事業計画を	る	害関係者		割合
	実施する				持続的な資金供給を受けている
					BR の数
	A.5.3. BR に対する国	BR への資金拠出に関す	MAB 国内委員会、中央·地	2016-2025 年	持続的な資金供給を受けている
	及び地方の財政拠出	る国及び地方の関与が	方政府、		BR の数
	を強化する	公表される			

A6. 生物圏保存地	A.6.1 法定枠組みに定	法定枠組みに沿って定	中央·地方政府、BR、MAB	2016-2025 年	法定枠組みを順守しレビュー報告
域世界ネットワーク	義されているように効	期的レビューが実施され	国内委員会、		書を期限通り提出した BR の数
が効果的に機能し	果的な定期レビュープ	る	ユネスコ国内委員会		
ており、すべての	ロセスを実施する				
BR が法定枠組み	A.6.2 順応的管理プロ	順応的管理プロセスが	BR、中央·地方政府、	2016-2025 年	定期レビュー報告書により証拠づ
を順守している	セスをBRに採用する	BR により採用される			けられた、順応的管理原則を採
					用している BR の数
A7. BRが、生態系	A.7.1 生態系サービス	BR からの生態系サービ	加盟国、中央·地方政府、	2016-2025 年	定期的レビューで示された、BR に
サービスの源泉で	(健康と福祉に寄与す	スの提供を促進するた	BR		より提供された生態系サービスの
あり、管理役である	るものを含む)を明らか	めの活動が実施される			質と量
と認められる	にし、その長期的供給				
	を促進する				
	A.7.2. 生態系サービス	BR における公正な PES	加盟国、中央・地方政府、	2016-2025 年	PES のスキームが実施された BR
	への公正な支払(PES)	のメカニズムが実施され	BR		の数
	のためのメカニズムを	る			
	実施する				
	A.7.3 種及び、様々な	これらの目標を掲げる、	BR、加盟国、地方政府、他	2016-2025 年	経済・文化的価値がある種のステ
	経済・文化的価値を保	またはこれらの目標を一	の利害関係者		ータス改善を目標にしたBR毎の
	全、維持、促進し、生態	部に含むイニシアチブが			イニシアチブの数
	系サービスの供給を支	実施される			
	えるプログラムを実施				
	する				

成果	行動(アクション)	結果	責任主体*	実施期間	達成指標
124214	10-75 (7 7 7 7 7 7	JENETA	 :-	242011111	

戦略的行動分野 B.	MAB 計画と生物圏保存地	は域世界ネットワーク内の包	含的で、活発かつ、結果指向 <i>0</i>	協働とネットワーキ	ング
B1. 有能な BR 管	B.1.1 グローバル教	グローバル教育、能力向	MAB 事務局、	2016-2025 年	確立されたプログラムの数
理者/調整者及び	育、能力向上、研修プ	上、研修プログラムが確	地域別・テーマ別 MAB ネッ		イベントと参加者の数
BR の利害関係者	ログラムを行う	立され、運用可能になる	トワーク		
	B.1.2 地域教育、能力	地域教育、能力向上、研	MAB 事務局、	2016-2025 年	確立されたプログラムの数
	向上、研修プログラム	修プログラム(大学のコ	ユネスコ地域事務所、		イベント、参加者、BR の代表出席
	を行う	ースを含む)が確立さ	地域別・テーマ別ネットワー		者の数
		れ、運営可能になる	ク、		
			MAB 国内委員会、ユネスコ		
			国内委員会、		
			大学		
B2. 包含的、地域	B.2.1 地域別·テーマ	地域別・テーマ別ネット	地域別・テーマ別ネットワー	2016-2025 年	ネットワークの参加者の数と多様
別・テーマ別ネット	別ネットワークにおける	ワーク会議が、利害関係	ク		性
ワーク	すべての関連利害関	者の幅広い参加を確保			
	係者の参加を確保する	するための措置を取る			
B3. 十分な資源を	B.3.1 各ネットワークの	ネットワーク事業計画が	地域別・テーマ別ネットワー	2018 年末まで	事業計画を有するネットワークの
有する地域別・テー	ための事業計画を策定	策定される	ク		数
マ別ネットワーク	する				
B4. 効果的な地	B.4.1 協働研究、実	協働研究プロジェクトと	地域別・テーマ別ネットワー	2016-2025 年	設立されたワーキンググループの
域・テーマレベルの	施、モニタリングの機	活動を展開するために	ク		数
協働	会を創出する	ワーキンググループが			協働活動の数
		設立される			
B5. 地域別・テー	B.5.1 BR における好	ネットワーク報告書が作	地域別・テーマ別ネットワー	2016-2025 年	各ネットワークにおけるコミュニケ
マ別ネットワークと	事例を含む、ネットワー	成され、ウェブとソーシャ	ク		ーション活動の頻度と特性

その活動のビジビ	ク活動の結果を内外に	ルメディア情報が生成さ			
リティ	普及させる	れる			
B6. 国と国境を越	B.6.1 異なる国におけ	運営可能な連携協定が	加盟国、中央政府、	2018 年末まで	連携協定の数
えた BR 間の協働	る BR 間の連携協定を	確立される	BR、MAB 国内委員会		
	策定し実施する				
	B.6.2 国境を超えるBR	TBR 指定、実施される	加盟国、中央政府、	2020 年末まで	TBR の数
	(TBR)を指定し実施す		MAB 国内委員会		
	る				
B7. MAB のビジョ	B.7.1 国内及び他の国	BR に関する活発な活動	MAB国内委員会及び、地域	2017 年末まで	ネットワークのメンバーの数と特
ンと使命を共有して	際的科学者/有識者の	を行う科学者/有識者の	別・テーマ別ネットワーク内		性
いる科学者/有識	ネットワークにも関与す	国際的ネットワークが確	の科学者/有識者、		ネットワークと、他の科学者/有識
者の活発でオープ	る、BR に関する研究を	立される	BR に関する研究を行う他の		者の国内・国際ネットワークとの
ンな学際ネットワー	する科学者/有識者の		科学者/有識者		正式な結びつき
ク	国際的ネットワークを				
	確立する				
	B.7.2 国際ネットワーク	共同研究と知識交流ア	MAB 国内委員会、BR、地域	2019 年末まで	共同研究アジェンダの質と内容、
	のための、共同研究と	ジェンダが策定される	別・テーマ別ネットワーク内		ネットワークにより着手された活
	知識交流アジェンダを		の科学者		動の数
	策定する				

成果	行動(アクション)	結果	責任主体*	実施期間	達成指標		
戦略的行動分野 C. MAB 計画と生物圏保存地域世界ネットワークのための効果的な外部との協力と十分かつ持続可能な資金提供							
C1. MAB プログラ	C1.1 国際理事会(ICC)	事業計画案とマーケティ	MAB 事務局	2018 年の MAB	ICC による計画の承認		
ムと WNBR のため	承認のために事業計	ング計画案が採択のた		ICC まで			

の十分な資源	画とマーケティング計	め ICC へ提出される			
の下方な貝派		めたのでにはいる			
	画を準備する				
	C1.2 事業計画とマー	事業計画とマーケティン	すべての MAB 利害関係者	2018 年に開始	財源の動員
	ケティング計画を実施	グ計画が実施される			
	する				
C2 ユネスコ内及	C2.1 ユネスコ内の協	MAB と他のユネスコプロ	MAB 事務局、	2016-2025 年	ユネスコ内の協働とパートナーシ
び他の国際機関や	働とパートナーシップ	グラム、事業体とのパー	ネットワークと MAB 国内委		ップの数
関連条約で、MAB	の機会を創出し実現す	トナーシップが確立、維	員会、		
プログラムが重要	る	持、強化される	ユネスコ国内委員会		
なパートナーとして		ユネスコ C/4、C/5 の中			
認識される		でMAB計画とBRが言及			
		される			
	C2.2 国際プログラム	国際プログラムや関係	MAB 事務局、	2017 年末まで	国際プログラムとの協働とパート
	や関連条約との協働と	条約との協働とパートナ	ネットワークと MAB 国内委		ナーシップの数
	パートナーシップの機	ーシップに関する提案が	員会、		
	会の創出	策定される	ユネスコ国内委員会		
C3 BR と地域別	C3.1 収入を生み出す	収入を生み出すための	MAB 事務局、	2016-2025 年	イベントの開催数
ネットワークから自	ための能力向上を支援	能力向上のイベントが開	地域別ネットワーク、		参加者数
己収入が生み出さ	する	催される	国内機関		
れる	C3.2 MAB 計画と目的	パートナーシップが確立	BR、BR のグループ、MAB	2016-2025 年	パートナーシップを通じ資金提供
	が一致した外部事業体	され、BR 外部の政策や	国内委員会、地域別ネット		された活動を有する BR と地域ネ
	から資金を調達するた	計画の活用を目的とした	ワーク		ットワークの数
	めのパートナーシップ	資金が投入される			
	を促進する				

C4 民間セクターに	C4.1 国内委員会とBR	運用指針が策定される	MAB 事務局、MAB 国内委	2018 年の MAB	2018 年の ICC による指針の採択
よって、MAB 計画	のために、民間セクタ		員会	ICC まで	
が重要なパートナ	ーとのパートナーシップ				
一としての認識され	に関する指針を策定す				
る	る				
	C4.2 民間セクターとの	民間セクターとのパート	すべての MAB 利害関係者	2016-2025 年	民間セクターとの協働とパートナ
	オープンで責任ある、	なシップが確立、維持、			ーシップの数
	持続可能な協働とパー	強化される			
	トナーシップの機会を				
	創出する				
C5 MAB 計画が国	C5.1 国及び地域の資	目的を同じくする国及び	加盟国、	2016-2025 年	国及び地域の資金提供機関から
及び地域の資金援	金提供機関のプロジェ	地域の資金提供機関に	MAB 国内委員会、		資金提供されたプロジェクトの数
助事業の目的達成	クトと活動の機会を創	向けてプロジェクト案が	ユネスコ国内委員会		
に寄与すると認識	出する	作成される	BR		
される					
C6 企業家と社会	C6.1 企業家と社会的	企業家と社会的企業向	MAB 国内委員会、	2016-2025 年	ガイダンスを実施する国の数
的企業が BR 活動	企業向けにBRへの関	けガイダンスと研修が実	ユネスコ国内委員会、		影響が及んだ企業家の数
に寄与する	与に関するガイダンス	施される	MAB 事務局、国内機関、事		
	と研修を実施する		業部門、大学、研究機関		
	C6.2 BR内の企業家と	企業家と社会的企業に、	BR.	2016-2025 年	BR に関与する事業者と企業の数
	社会的企業のための	BR と関わるためのアイ	社会的企業、		企業家を BR へつなぐために確立
	機会(研修、奨励策、	デア、パートナーシップ、	企業家、		された仕組みの数
	公共調達を含む)を創	仕組みが提供される	学者		BR 予算における公的資金の割合
	出する				の削減

C7 BRが国内外	C7.1 国内指針と提携	国内指針と提携して、グ	MAB 事務局、	2018 年末まで	ブランドと指針の正式な立ち上げ
で認知される	して、強化されたグロ	ローバルな BR ブランド	MAB 国内委員会、		
	ーバルな BR ブランドの	が確立される	ユネスコ国内委員会		
	分析に着手し、ブランド				
	を確立する				
	C7.2 国内指針に沿っ	BR ブランドが、国内指針	BR、MAB 事務局、	2019-2025 年	BRブランドを付けた生産物とサー
	て生産物とサービスに	に沿った生産物とサービ	中央政府、MAB 国内委員		ビスの数
	ブランドを使用する	スのマーケティングに使	会、		
		用される	事業部門、社会的企業		
C8 BR間の相乗効	C8.1 複数の BR 内外	BRにおける財とサービ	中央政府、	2016-2025 年	確立された共同マーケティングス
果の強化	における BR 生産物と	スの入手可能性に関す	BR.		キームの数
	サービスの共同促進・	る情報が交換され、共同	事業部門		共同スキームの枠組みにおいて
	マーケティングを奨励	スキームが実施される			利用可能な生産物とサービスの
	する				数

成果	行動(アクション)	結果	責任主体*	実施期間	達成指標		
戦略的行動分野 D.	戦略的行動分野 D. 包括的、現代的、オープンかつ透明なコミュニケーション、情報及びデータの共有						
D1 MAB 文書、デー	D1.1 2014年にICCに	MAB 文書、データ、情報	MAB 事務局、	2016 年末まで	文書データ及び他の素材がオン		
タ、情報及び他の	より採択されたオープ	及び他の素材への自由	ネットワーク、加盟国、		ラインで入手できること		
素材をすべて入手	ンアクセスポリシーの	なアクセスが確立される	中央政府、MAB 国内委員		オープンアクセス政策を実施する		
可能にする	実施		会、		国の数		
			ユネスコ国内委員会、BR				
D2 MAB 計画のす	D2.1 コミュニケーショ	コミュニケーション戦略と	MAB 事務局、	2018 年末まで	ICC によるコミュニケーション戦略		
べての面に関する	ン戦略と行動計画を作	行動計画が作成される	中央·地方政府、		と行動計画の採択		

	D 1 -				
認知度の向上	成する		MAB 国内委員会		
	D2.2 コミュニケーショ	コミュニケーション計画と	MAB 事務局、	2016-2025 年	MAB の認知度は次の方法で測定
	ン計画と行動計画を実	行動計画が実施される	中央政府、		される: MAB と BR ウェブサイト
	施する		MAB 国内委員会、BR、		の訪問者数、MAB 関連文書のダ
			地域別ネットワーク		ウンロード数、国際メディアにおけ
					る MAB 関連の引用の数
	D2.3 データと知識共	出版計画が実施される	MAB 事務局	2016-2025 年	出版物の数
	有を促進するために整				
	理された出版計画を実				
	施する				
	D2.4 MAB ウェブサイト	MABNet が、MAB の重	MAB 事務局	2016-2025 年	MABNet のコンテンツの継続的な
	(MABNet)を効果的に	要なコミュニケーション、			更新
	実施する	データ、情報のハブとし			MABNet の訪問者数
		て、明確なデータポリシ			MAB 関連文書のダウンロードの
		ーにより、確立、運用さ			数
		れる			
D3 より広範の交	D3.1 ソーシャルメディ	ソーシャルメディアやそ	中央政府、	2016-2025 年	ソーシャルメディア及び他の技術
流と働きかけ	アやその他新しい情報	の他新しい情報通信技	すべての MAB 利害関係者		を使用する MAB 利害関係者の数
	通信技術を使用する	術が整備され、運用され			投稿、ブログ記事、文書及び他の
		る			活動の平均数

成果	行動(アクション)	結果	責任主体*	実施期間	達成指標
戦略的行動分野 E. MAB 計画と生物圏保存地域世界ネットワーク及びその内部における効果的なガバナンス					
E1 加盟国政府か	E1.1 各 MAB ICC セッ	有効で民主的な ICC セッ	加盟国、	2016-2025 年	各 ICC に出席する加盟国の数

				ı	I
らの MAB 計画実施	ションで各 ICC メンバー	ション	中央政府、		
に対する強力な支	国から最低1名の代表		MAB 国内委員会、		
援	の積極的参加を確保		ユネスコ国内委員会		
	する				
	E1.2 各 MAB 委員会と	MAB 国内委員会と国内	加盟国、	2016-2025 年	十分な資金を有する MAB 委員会
	国内 BR ネットワークの	BR ネットワークに資源が	中央政府、		と国内 BR ネットワークの数
	使命遂行が可能になる	提供され、その機能性が	ユネスコ国内委員会		
	よう、組織的支援や資	確保される			
	源を提供する				
E2 MAB 国内委	E2.1 各MAB国内委員	MAB 国内委員会が、	MAB 国内委員会、	2016-2025 年	各 MAB 委員会内の部門、機関、
員会が、分野を超	会が学際的なメンバー	MAB の学際性を反映し、	加盟国、		専門分野の数
えたメンバーシップ	構成であるようにする	BR からの参加が確保さ	中央政府、		
を有する		れた、バランスのとれた	ユネスコ国内委員会		
		メンバーで構成される			
E3 行動計画の進	E3.1 MAB 事務局が提	MAB 事務局が提供した	加盟国、	2016-2025 年	ナショナルレポートを提出した加
捗に関する加盟国	供するテンプレートを使	業務達成指標に基づい	中央政府、		盟国の数
からの定期的な報	用し、各加盟国におけ	たテンプレートを使用し	MAB 国内委員会、		隔年報告書及びモニタリング報告
告とモニタリング	る進捗状況について、	た隔年報告書が ICC へ	ユネスコ国内委員会		書が MABNet 上で入手できること
	ICC へ 2 年おきに報告	提出される	MAB 事務局		
	書を提出する	ナショナルレポートに基			
		づき MAB 事務局による			
		モニタリング報告書が作			
		成される			
	E3.2 行動計画の中間	中間評価が実施され、行	MAB 事務局(ユネスコIOC	2020年	中間評価報告書が整備されるこ

	評価を行う	動計画 MAB 利害関係者	と協議を行いつつ)		٤
		間で議論され、後半の行			評価報告書が、ICCに提出され議
		動計画実施のたたき台			論されること
		がもたらされる			
E4 地域別・テーマ	E4.1 地域別·テーマ別	目的と業務遂行評価メカ	地域別・テーマ別ネットワー	2017 年末まで	十分な計画を有するネットワーク
別ネットワークが効	ネットワーク向けの、目	ニズムを含む計画が地	ク		の数
果的に機能するこ	的、業務達成評価メカ	域別・テーマ別ネットワ			
٤	ニズム、実施時間枠を	一クにより策定される			
	含む計画を策定する				
	E4.2 地域別·テーマ別	地域別・テーマ別ネット	地域別・テーマ別ネットワー	2017-2025 年	業務報告書を提出したネットワー
	ネットワークの年次業	ワークから年次業務報	ク		クの割合
	務報告書をICCへ提出	告書が ICC へ提出され			MABNet 上で入手できる、地域
	する	る			別・テーマ別ネットワークの年次
					報告書との割合